

令和8年度 河合中学校いじめ防止基本方針

1 いじめ問題についての基本的考え方～基本方針作成にあたり～

いじめは、いじめられた生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為である。また、どの学校でも起こり得る問題であり、どの生徒もいじめの被害者、加害者どちらにもなり得ることから、全ての生徒に関わる問題である。そのためすべての生徒にとって学校を安心して学習に励み、安全に過ごせる場所にするため、教職員が日ごろからささいな兆候を見逃さず早期発見に努め、いじめが起きていることがわかったら、学校全体で組織的に対応する。さらに関係機関とも協力しながら、すぐに対応する責務を負う。

これらの基本的な考えを基に、生徒が自己肯定感や自己有用感をもち居場所を確保するとともに、仲間と人間的に成長できる魅力ある学校づくりを進める。

2 昨年度の実態から明らかになった課題

(1) 学級集団適応心理検査(WEBQU)の結果では、「学級生活満足群」に分類されていても、何らかの課題を抱えていたり、級友とうまくコミュニケーションが取れずに悩んでいたりと、支援を要する生徒がどの学年にも複数いることがわかった。

(2) お互いに悪口を言い合い、ふざけやじゃれあいから喧嘩に発展するケースが見られた。また、SNSの使用が原因で関係がこじれる案件もあった。

(1)(2)の実態から、今一度、スマホの正しい使い方について生徒一人一人が考える時間を設けることと、周囲からの温かい声かけと助言を受け入れる素直な心を育てていくことの重要性が浮かび上がってきた。そのためにも、F組担任や養護教諭、保護者との連携を図りながら、個に応じて生徒一人一人が自己有用感をもてるように丁寧な支援を進めていく。

3 未然防止に向けて

学校は、人権尊重の精神に基づく教育活動を展開するとともに、生徒の主体的ないじめ防止活動を推進する。また、温かく思いやりのある学級づくりに努める。

(1) 魅力ある集団づくり

- ① 生徒がいじめ問題を自分事として捉え、いじめ防止にむけて、自ら行動できる集団づくりに努める。
- ② 道徳・特別活動を通して規範意識や集団の在り方等について共通理解を図る。
- ③ いじめを誘発・助長・黙認する言動がないよう細心の注意を払う。

(2) 教職員の意識向上

- ① 常に危機感をもち、いじめ問題への取組を定期的に点検して、改善充実を図る。
- ② 教員研修の充実、いじめ相談体制の整備、相談窓口の周知徹底を行う。

(3) 関係機関、地域との連携

- ① 学校生活での悩みの解消を図るために、心理や福祉の専門家であるスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等との相談活動を推進する。
- ② 地域や関係機関と定期的な情報交換を行い、日常的な連携を深める。

4 いじめ早期発見に向けた取組

学校教育全般を通じ、生徒にいじめ防止の意識を高める。いじめは、大人の目の届かない所で発生することが多いため、保護者、地域の方々、関係機関と協力して、いじめの早期発見に努める。

(1) 生徒の声に耳を傾ける。

- ① 学期2回以上のアンケート調査 ⇒ ② 個別面談(担任、SC)
- ③ 日々の生活ノート ④ WEBQUの結果の読み取り

(2) 生徒の行動を注視する。

- ① 休み時間の様子 ② 授業時の様子(教科担、SC) ③ 部活動時の様子 ④ 登下校の様子

(3) 保護者と情報を共有する。

- ① 電話・家庭訪問の様子 ② PTAの会議等 ③ 年1回のアンケート調査

(4) 地域と日常的に連携する。

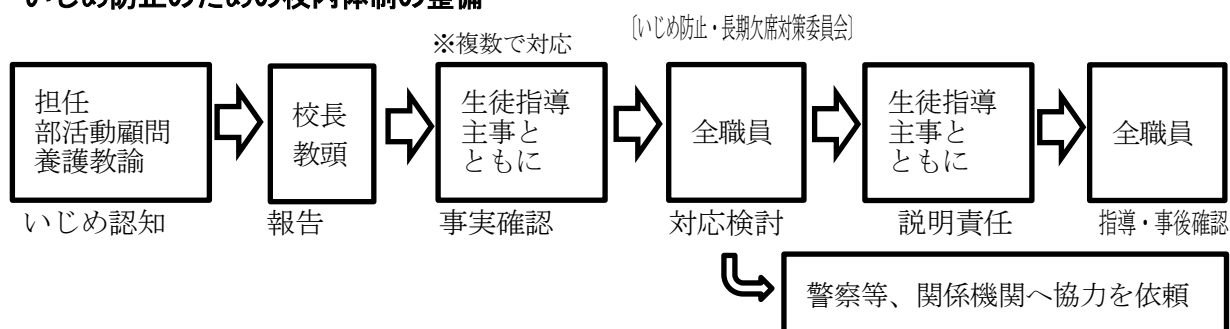
- ① 地域行事への参加 ② 健全育成協議会での情報共有等

5 いじめの早期対応に向けた取組

いじめ問題が生じたときには、詳細な事実確認に基づき早期に適切な対応を行い、関係する生徒や保護者が納得できる解決を図る。

- (1) 関係する生徒やその保護者の立場に立ち、詳細な事実確認を行う。事実確認は、複数の教員で行う。
- (2) いじめを受けている疑いがあると思われるときは、速やかにいじめ防止・長期欠席対策委員会において当該いじめに係る情報を共有し、迅速かつ組織的に対応して、被害生徒を徹底して守り通す。
- (3) 事実に基づき、生徒や保護者に説明責任を果たす。
- (4) 毅然とした態度で対応し、行為の善悪をしっかりと理解させる。
- (5) 必要に応じて、関係機関と連携し、幅広い見地から問題に対応する。
- (6) 法を犯す行為（いじめられた生徒の身体や命、持ち物やお金などに大きな危険がある場合）に対しては、早期に警察等に相談して協力を得る。
- (7) いじめが解消した後も生徒を見守り、保護者と継続的な情報交換を進める。
- (8) いじめの早期発見、いじめの再発を防止するための取組等の実施状況について、学校評価において目標の達成状況を評価し、その評価結果を踏まえて、学校におけるいじめ防止等の取組の改善を図る。

6 いじめ防止のための校内体制の整備



7 いじめ防止のための年間計画

1 学期	2 学期	3 学期
4 月 ・第 1 回いじめ・長期欠席対策委員会 ・いじめ防止基本方針の提示 (ホームページ・紙面) (Do) ・第 2 回いじめ・長期欠席対策委員会 5 月 ・WEBQU 実施 ・生活アンケート実施 ・教育相談実施 ・WEBQU を基にした教育相談実施 ・第 3 回いじめ・長期欠席対策委員会 6 月 ・第 4 回いじめ・長期欠席対策委員会 7 月 ・生活アンケート実施 ・教育相談実施 ・第 5 回いじめ・長期欠席対策委員会	8 月 ・生活アンケート実施 ・教育相談実施 ・第 6 回いじめ・長期欠席対策委員会 9 月 ・第 7 回いじめ・長期欠席対策委員会 10 月 ・生活アンケート実施 ・教育相談実施 ・第 8 回いじめ・長期欠席対策委員会 ・WEBQU 実施 11 月 ・参加型情報モラル講習会 ・第 9 回いじめ・長期欠席対策委員会 ・生活アンケート実施 ・教育相談実施 12 月 ・人権標語づくり	1 月 ・生活アンケート実施 ・教育相談実施 ・第 10 回いじめ長期欠席対策委員会 ・ネットモラル講習会 2 月 ・第 11 回いじめ長期欠席対策委員会 ・いじめ防止基本方針の有効性の検証、改善点の検討 (Check) (Action) 3 月 ・第 12 回いじめ長期欠席対策委員会 ・生活アンケート実施 ・教育相談実施 ・次年度のいじめ防止基本方針の計画、立案 (Plan)

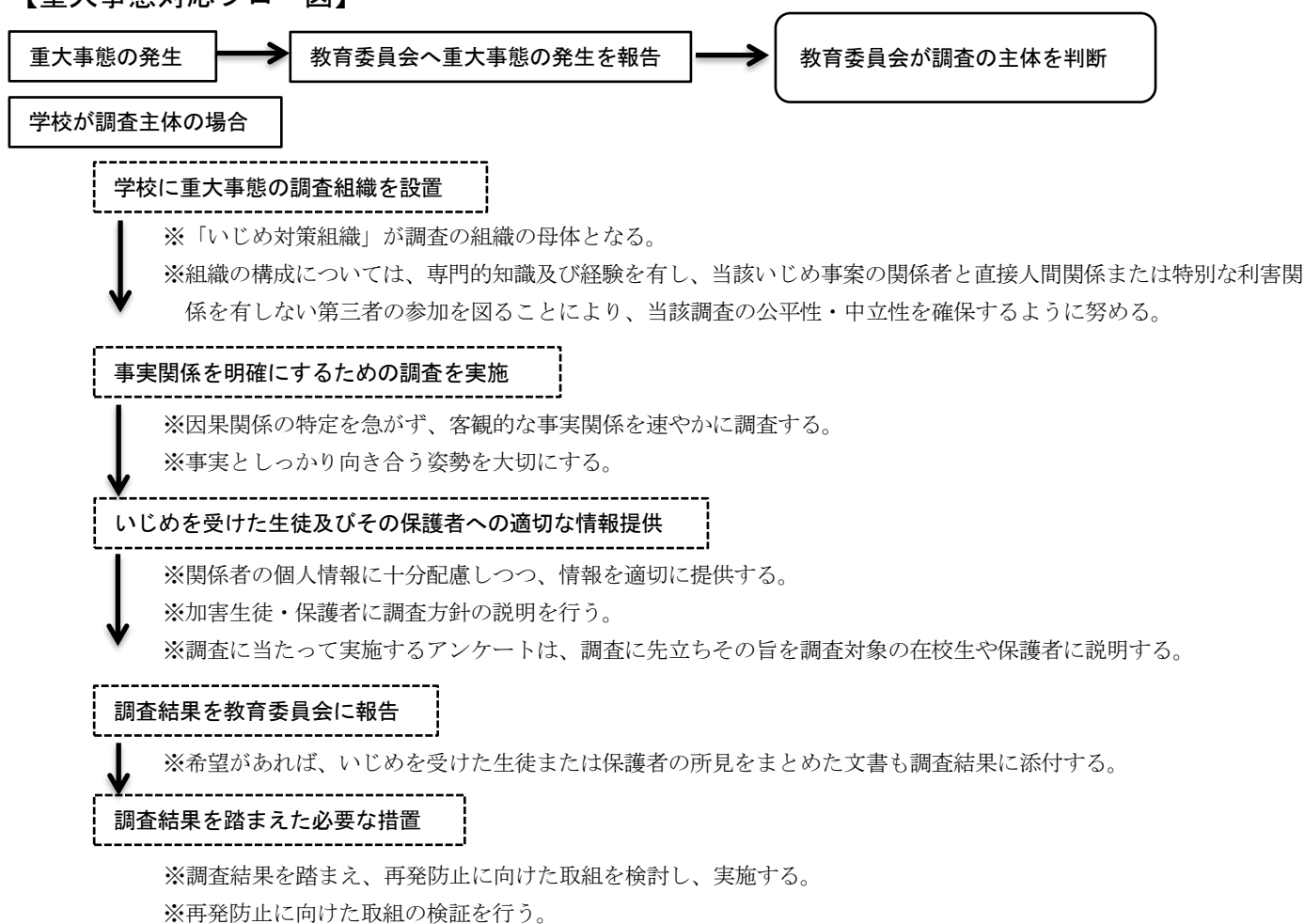
8 重大事態への対応

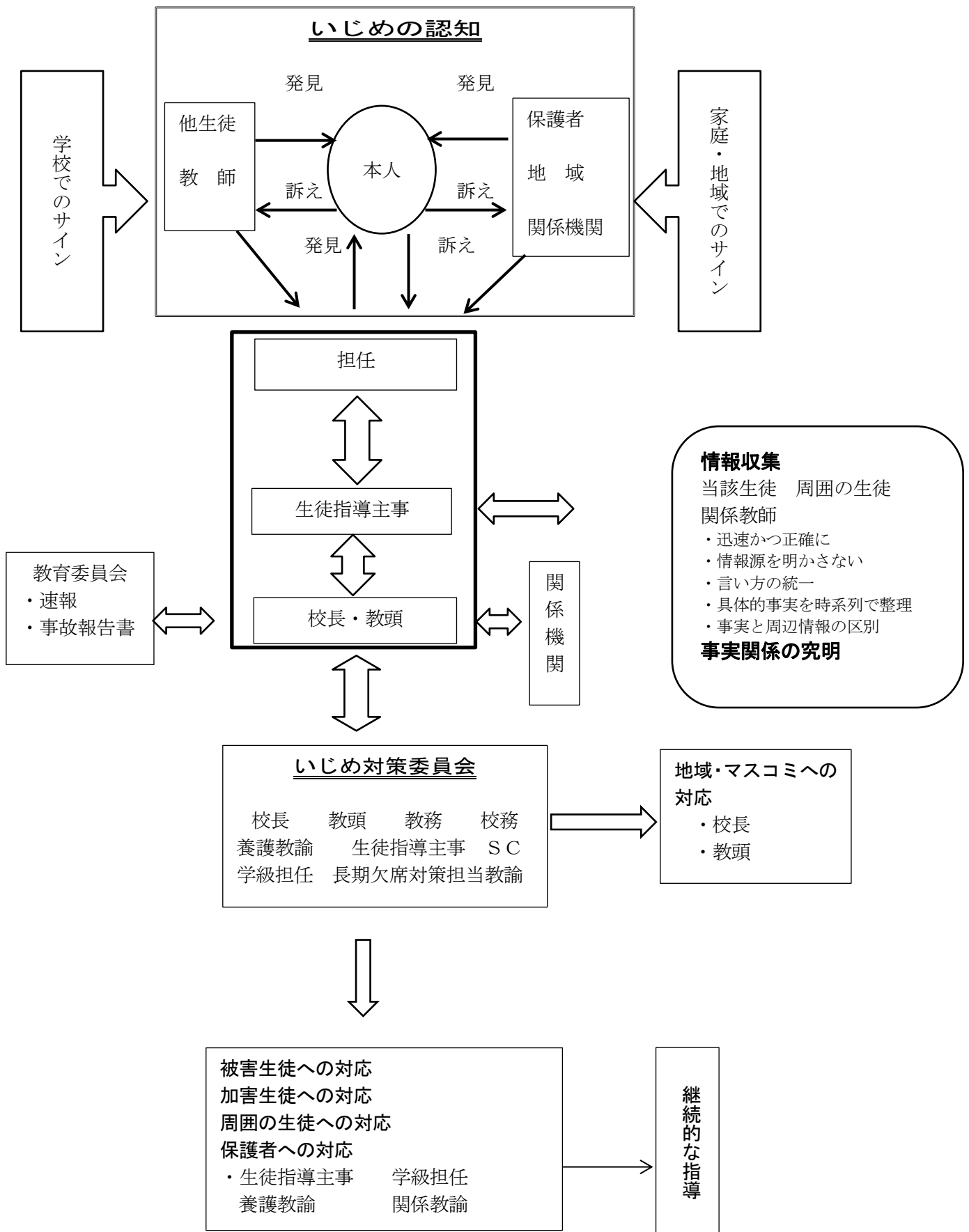
- (1) 重大事態が生じた場合は、速やかに教育委員会に報告し、「重大事態対応フロー図」(下記参照)に基づいて対応する。
- (2) 学校が事実に関する調査を実施する場合は、「いじめ対策委員会」を開催し、事案に応じて適切な専門家を加えるなどして対応する。
- (3) 調査結果については、被害生徒、保護者に対して適切に情報を提供する。

9 学校の取組に対する検証・見直し

- (1) 学校いじめ防止基本方針をはじめとするいじめ防止の取組については、PDCA サイクル (PLAN→DO→CHECK→ACTION) で見直し、実効性のある取組となるよう努める。
- (2) いじめに関する項目を盛り込んだ教職員による取組評価及び、保護者実施の学校評価アンケートなどから、「いじめ対策委員会」でいじめに関する取組の検証を行う。
- (3) 学校評議員からの御指摘やアドバイスは、随時「いじめ対策委員会」で検討し、取組の見直しに生かすように努める。

【重大事態対応フロー図】





9 今後、いじめ防止対策として取り組むべき具体策

- インターネット上のいじめ対策を含む情報モラル教育の推進
スマートフォン等を活用したインターネット上のいじめに対し、外部講師を招いた授業などにより、生徒に情報モラルを身につけさせる。教職員、保護者には、情報モラルやインターネット上のいじめに関する研修を定期的に行う。
- 長期休業中の事前・事後指導を行い、休業中のいじめ防止に取り組む。
- 職員会等を利用し、生徒の情報交換を定期的に行う。
- 生徒理解やいじめ対応に関する現職研修を開催したり、WEBQUの分析の充実を図ったりするなどして、全教職員が個々の生徒に適切に対応できるように資質を高める。
- 「学校いじめ防止基本方針」はホームページに掲載する。

資料（いじめ問題の理解）

(1) いじめの定義

「いじめ」とは、生徒に対して、当該生徒が在籍する学校に在籍している等当該生徒と一定の人間関係にある他の生徒が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものを言う。けんかやふざけ合いであっても、見えないところで被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する。また、いじめの認知については、特定の教職員のみによることなく、「いじめ長期欠席対策委員会」を活用し、組織的に判断する。

(2) いじめの構造

いじめは、単にいじめられる生徒といじめる生徒の関係だけでとらえることはできない。いじめは「観衆」や「傍観者」などの周囲の生徒たちの反応が大きく影響している。

(3) いじめの解消

いじめを受けた生徒に対する心理的または物理的な影響を与える行為が止んでいる状態が少なくとも3か月以内を目安とする。

被害生徒や加害生徒との面談を定期的につけ、いじめを受けた生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。